

令和 2 年 3 月 31 日  
総合政策局安心生活政策課

## 乗合バス車内では二人乗りベビーカーを折りたたまずに 使用できるよう取り扱うことを基本とします！

～乗合バスにおける二人乗りベビーカーの利用についてとりまとめ～

国土交通省では、すべての子ども連れの方々にとって移動しやすい環境を実現するため、「子育てにやさしい移動に関する協議会」を、書面開催し、乗合バスにおける二人乗りベビーカーの利用についてのとりまとめを決定しました。

国土交通省においては、バリアフリー法に基づき公共交通機関等のバリアフリー化に取り組んでいるところであり、子育てを支援する観点からも、ベビーカー使用者を含む子ども連れの方々が増え、移動しやすい環境の整備を進めているところです。

こうした中、多くの妊婦が双子などの多胎児を出産しているといわれており、出産後も医療設備の整った病院に定期的に通院する必要があるため、複数の乳幼児を連れて公共交通機関を利用する機会が増加していると考えられています。

一方、乗合バス事業者の中には、二人乗りベビーカーは一般的なベビーカーに比べてサイズが大きく、通路を塞ぐ等の理由で折りたたまずに使用できないという取り扱いをしているところもあります。

しかしながら、二人乗りベビーカー使用者からは複数の乳幼児を抱えてベビーカーを折りたたむのは困難との声も上がっており、利便性の向上の観点から、今般、標準的な構造の二人乗りベビーカーについて、乗合バス車内におけるベビーカーの安全性を検証したうえで、学識経験者、子育て等関連団体、交通事業者等で構成する「子育てにやさしい移動に関する協議会」（座長：秋山中央大学研究開発機構教授）において、一定条件のもとで折りたたまずに使用できるよう取り扱うことを基本とすることをとりまとめました。

### 【乗合バスにおける二人乗りベビーカーの利用についての概要】

○別紙 1 のとおり

### 【協議会の構成員】

○別紙 2 のとおり

※乗合バスにおける二人乗りベビーカーの利用についてのとりまとめについては、国土交通省のホームページ（下記）にて公開します。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000149.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000149.html)

#### <問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 高橋、川口  
TEL：03-5253-8111（内線 25-502、25-503）  
03-5253-8306（直通）  
FAX：03-5253-1552